

令和7年度
緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練
実施要領



令和7年度
緊急消防援助隊
北海道東北ブロック合同訓練

MOGAMI in YAMAGATA

一致団結
一致団結

主 催

総務省消防庁

緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会
(山形県最上地区開催)

目 次

第1	本部運営訓練	1
第2	部隊参集訓練	5
第3	部隊運用訓練	7
第4	後方支援活動訓練	12
第5	燃料補給訓練	15
第6	映像配信訓練	16
第7	情報通信訓練	17
第8	無線通信	18
第9	訓練全体統一事項	19
第10	訓練終了式	22
別添1-1	本部運営訓練会場(山形県庁・最上広域市町村圏事務組合消防本部)	
別添1-2	応援要請・情報伝達基本フロー図	
別添2	部隊参集訓練(通過ポイント)会場全体図	
別添3-1	部隊運用訓練会場位置図(第一会場:(有)アグリ農材土取場)	
別添3-2	部隊運用訓練会場位置図(第二会場 (株)新庄鈴木柴田組土取場)	
別添3-3	部隊運用訓練進行指示及び活動情報伝達フロー	
別添3-4	処置タグ	
別添3-5-1	傷病者観察カード	
別添3-5-2	傷病者現示カード	
別添3-6	仮想病院位置図(最上中央公園 すぽーていあ)	
別添3-7	訓練会場レイアウト図《(有)アグリ農材土取場》	
別添3-8	訓練会場レイアウト図《(株)新庄鈴木柴田組土取場》	
別添4-1	後方支援活動訓練及び燃料補給訓練会場位置図 (山形県立新庄神室産業高等学校真室川校・真室川町総合運動公園)	
別添4-2	緊急消防援助隊活動報告(日報)	
別添5	映像配信訓練タイムスケジュール	
別添6	通信体制図	
別添7-1	訓練表示	
別添7-2	駐車場位置図(後方支援隊駐車場)	
別添7-3	訓練後検証票	
別添8	訓練終了式会場図	

第1 本部運営訓練

1 訓練の主眼

- (1) 山形県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)、指揮本部及び指揮支援本部を設置し、山形県内消防応援隊(以下「県内応援隊」という。)及び緊急消防援助隊の応援要請を含めた山形県及び被災地の受援体制の強化を図る。
- (2) 指揮支援部隊による部隊及び道県大隊の運用に関する調整力の向上を図る。
- (3) 防災関係機関との相互調整及び連携能力の向上を図る。

2 日時

- 図上訓練 令和7年10月10日(金) 8時30分から12時00分まで
実動訓練① 令和7年10月10日(金) 9時30分から17時00分まで
実動訓練② 令和7年10月11日(土) 8時30分から11時00分まで

3 場所【別添1-1】

- (1) 災害対策本部及び消防応援活動調整本部設置・運営訓練
 - ア 図上訓練
「山形県庁」山形市松波二丁目8番1号
 - イ 実動訓練②
「最上広域市町村圏事務組合消防本部」新庄市金沢字中村1279-1
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部設置・運営訓練
 - ア 図上訓練、実動訓練①
「最上広域市町村圏事務組合消防本部」新庄市金沢字中村1279-1
 - イ 実動訓練②
「最上広域市町村圏事務組合消防本部」新庄市金沢字中村1279-1

4 統一事項

- (1) 図上訓練
 - ア ブラインド型の図上訓練とし、仮想の災害状況が随時付与されるロールプレイング方式で実施する。
 - イ 緊急消防援助隊動態情報システム(以下「動態情報システム」という。)について、あらかじめシナリオに基づき作成したキャプチャーを利用する。
 - ウ 部隊参集訓練及び部隊運用訓練とは、連携しないものとする。
 - エ 応援要請は、「応援要請・情報伝達基本フロー図」【別添1-2】のとおり行うものとする。
- (2) 実動訓練①
 - ア 指揮支援本部において指揮支援隊は、部隊参集訓練及び部隊運用訓練と連

携し、主に緊急消防援助隊の活動管理を行う。

イ 動態情報システムを最大限に活用し、各隊と連携して情報共有を行う。

(3) 実動訓練②

ア 調整本部において統括指揮支援隊は、部隊運用訓練と連携して指揮支援部隊を統括し、主に緊急消防援助隊の活動調整を行う。

イ 指揮支援本部において指揮支援隊は、部隊運用訓練と連携し、主に緊急消防援助隊の活動管理を行う。

ウ 動態情報システムを最大限に活用し、各隊と連携して情報共有を行う。

5 災害対策本部及び調整本部

(1) 参加機関

ア 図上訓練

(ア) 山形県

(イ) 総務省 消防庁 広域応援室

(ウ) 防衛省 陸上自衛隊 第6師団司令部

(エ) 山形県警察本部 警備部警備第二課

(オ) 山形DMAT

(カ) 仙台市消防局(緊急消防援助隊統括指揮支援隊)

(キ) 山形市消防本部(山形県代表消防本部)

(ク) 最上広域市町村圏事務組合消防本部

(以下「最上広域消防本部」という。)(被災地消防本部)

イ 実動訓練②

(ア) 山形県(ヘリ運用調整班含む。)

(イ) 山形DMAT

(ウ) 仙台市消防局(緊急消防援助隊統括指揮支援隊)

(エ) 仙台市消防局(緊急消防援助隊情報統括支援隊)

(オ) 山形市消防本部(山形県代表消防本部)

(2) 統括指揮支援隊の指定

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(以下「要請要綱」という。)に基づき、指定順位第1位の仙台市消防局を統括指揮支援隊とする。

(3) 基本的な流れ

ア 図上訓練

(ア) 山形県災害対策本部を設置

(イ) 被災状況、山形県が行う災害対策の各種情報の集約及び整理

(ウ) 応援等要請に関する手続き

(エ) 受援体制の構築(県庁内に調整本部を設置)

(オ) 統括指揮支援隊及び情報統括支援隊の受け入れ調整

(カ) 緊急消防援助隊等に対する部隊配置等の活動調整

- (キ) ヘリ運調班との連絡及び活動調整
- (ク) 防災関係機関との連絡及び活動調整
- イ 実動訓練②
 - (ア) 緊急消防援助隊等に対する部隊配置等の活動調整
 - (イ) ヘリ運調班との連絡及び活動調整
 - (ウ) 防災関係機関との連絡及び活動調整
- (4) 訓練終了
 - ア 図上訓練
 - 11時30分から、その場にて検証会を実施し、12時00分に訓練を終了とする。
 - イ 実動訓練②
 - 11時00分に訓練終了とする。その後、訓練終了式に参加するため、第一会場に移動する。

6 指揮本部及び指揮支援本部

- (1) 参加機関
 - ア 図上訓練
 - (ア) 最上広域消防本部
 - (イ) 札幌市消防局(緊急消防援助隊指揮支援隊)
 - (ウ) 山形市消防本部(県内応援隊指揮、活動調整)
 - イ 実動訓練①
 - (ア) 最上広域消防本部
 - (イ) 新潟市消防局(緊急消防援助隊指揮支援隊)
 - (ウ) 山形市消防本部及び鶴岡市消防本部(県内応援隊指揮、活動調整)
 - ウ 実動訓練②
 - (ア) 最上広域消防本部
 - (イ) 札幌市消防局(緊急消防援助隊指揮支援隊)
 - (ウ) 新潟市消防局(緊急消防援助隊指揮支援隊)
 - (エ) 山形市消防本部(県内応援隊指揮、活動調整)
- (2) 指揮支援隊等の指定

指揮支援隊は、要請要綱に基づき、図上訓練は札幌市消防局、実動訓練①は新潟市消防局、実動訓練②は震災対応訓練(北部想定)を札幌市消防局、震災対応訓練(南部想定)を新潟市消防局とし、県内応援隊の指揮及び活動調整として山形市消防本部とする。
- (3) 指揮支援本部長の指名

指揮支援本部長は、図上訓練は札幌市消防局指揮支援隊長、実動訓練①は新潟市消防局指揮支援隊長、実動訓練②は札幌市消防局指揮支援隊長及び新潟市消防局指揮支援隊長とする。
- (4) 基本的な流れ

ア 図上訓練

(ア) 指揮本部及び指揮支援本部

- a 最上地区の被災により最上広域消防本部に指揮本部を設置
- b 被害状況の収集及び整理と消防力の優劣判断
- c 県内応援隊の要請検討及び手続き
- d 緊急消防援助隊の要請検討及び手続き
- e 受援体制の構築(最上広域消防本部に指揮支援本部を設置)
- f 受援活動の実施(情報共有、引継ぎ、連携等)
- g 緊急消防援助隊等に対する部隊配置等の活動調整

(イ) 訓練終了

11時30分からその場にて検証会を実施し、12時00分に訓練を終了とする。

イ 実動訓練①、②

(ア) 指揮本部及び指揮支援本部

- a 部隊参集訓練における情報収集
- b 緊急消防援助隊等に対する部隊配置等の活動調整
- c 部隊運用訓練に関する情報収集、活動状況等の把握
- d 指揮支援隊による活動管理

(イ) 訓練終了

実動訓練①は、17時00分からその場で検証会を実施し、終了後、後方支援会場に移動する。

実動訓練②は、11時00分に訓練終了とし、訓練終了式に参加する。

7 訓練の評価等

- (1) 訓練終了後、各訓練会場で検証会を実施する。
- (2) 参加者は訓練参加者、訓練検討員、評価者及び訓練運営員とする。
- (3) 進行は訓練運営員が行う。
- (4) 評価者は実行委員会事務局があらかじめ指名する。
- (5) 評価者は評価表に基づき評価する。

第2 部隊参集訓練

1 訓練の主眼

- (1) 進出拠点及び1日目の訓練会場を部隊参集訓練中に示すことで、より実災害に近い訓練を実施する。
- (2) 調整本部等(仮想)からの連絡に基づいて、道路寸断等を回避した適切な進出ルートを検討、決定することで、進出時における判断能力の向上を図る。
- (3) 動態情報システム等を活用して連絡体制を確立し、後続隊等と確実な情報共有を図る。

2 日時

令和7年10月10日(金) 8時30分から14時00分まで

3 統一事項

- (1) 本災害は、基本計画に定める第1次出動都道府県(秋田県、宮城県、福島県、新潟県)大隊及び出動準備都道府県大隊のうち、出動可能な道県(北海道、青森県、岩手県)大隊等に対し消防庁長官から出動の求めがなされたものとする。
- (2) 部隊参集訓練は、本部運営訓練(実動訓練①)とリンクするものとする。
- (3) 進出拠点については、部隊参集訓練開始後に、消防庁等から各県統合機動部隊及び道県大隊等に対して、動態情報システム等により付与する。
- (4) 陸路で参集する隊は、次に示す通過ポイント及び通過時間を踏まえ、事前に隊ごとに進出スケジュールを作成し、進出すること。なお、通過時間前に通過ポイントに到着した場合には、通過時間に合わせて通過ポイントから進出すること。**【別添2】**

参加道県	通過ポイント	通過時間	
		統合機動部隊	道県大隊等
北海道			
青森県	小町の郷公園		11時10分
岩手県	あ・ら・伊達な道の駅		11時00分
宮城県	江合川河川敷	11時00分	11時30分
秋田県	酒田地区広域行政組合消防本部	10時20分	10時50分
福島県	東北中央自動車道 山形PA(下り)	11時10分	11時40分
新潟県	山形県消防学校	10時30分	11時00分

- (5) 進出拠点周辺も被災したと想定し、1日目の部隊運用訓練会場到着までの参集時間帯においては、被災地での給油は困難と想定とする。各大隊は、通過ポイント等で給油のうえ進出するほか、後方支援小隊による燃料調達を行うなど、柔軟に対応すること。

4 進出拠点到着後の統合機動部隊長及び各道県大隊長等の任務

- (1) 統合機動部隊長及び道県大隊長等は、進出拠点到着後、訓練運営員に隊名及び規模について報告する。
- (2) 統合機動部隊長及び道県大隊長等は、応援先や任務等の情報提供を受ける。
- (3) 統合機動部隊長は、後続の県大隊に対して、訓練運営員から受けた情報を伝達する。

5 動態情報システム等の活用における留意点

情報収集及び共有は、動態情報システムを常時活用すること。

第3 部隊運用訓練

1 訓練の主眼

- (1) 同時多発的に発生した災害をブラインド型訓練で実施することにより、緊急消防援助隊の指揮能力及び活動能力の強化を図る。
- (2) 災害現場における通信体制及び情報共有体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。
- (3) 二次災害防止のため、活動中止の基準を定める必要がある状況等を付与し、安全管理体制の強化を図る。

2 日時

- (1) 令和7年 10 月 10 日(金) 12 時 00 分から 17 時 00 分まで
- (2) 令和7年 10 月 11 日(土) 8 時 30 分から 11 時 30 分まで

3 訓練場所

- (1) 1日目 ※ブラインドとする。
- (2) 2日目 第一会場「(有)アグリ農材土取場」
新庄市飛田地内【別添3-1】
第二会場「(株)新庄鈴木柴田組土取場」
鮭川村泉川地内【別添3-2】

4 統一事項

- (1) 事前に訓練会場及び内容の細部を提示しないブラインド型訓練とする。ただし、訓練の進行上必要な部分に関しては、あらかじめオープンとする。
また、関係機関に対しては原則、訓練会場、被害状況、活動内容等をあらかじめオープンとする。
- (2) 訓練進行に係る指示及び活動情報伝達は、「部隊運用訓練進行指示及び活動情報伝達フロー」【別添3-3】のとおりとし、各訓練現場に配置する訓練運営員により進行統制を行う場合があること。
- (3) 複数の道県大隊が同一現場で活動する場合は、指揮支援隊長が統括道県大隊長を指名すること。
- (4) 安全管理部隊の編成を行い安全管理体制の強化を図ること。ただし、現場の状況や部隊数の不足等により編成が困難な場合はこの限りではない。
- (5) 関係機関との情報共有や活動調整等のために、各訓練現場にそれぞれ現地合同調整所を設置し、関係機関と密接な連携を図ること。
- (6) 工作物、車両等の破壊活動を行う場合は、現示内容及び訓練運営員の指示に従うこと。
- (7) 構造物に対し統一的な活動標示(マーキング)を行うこと。ただし、既存建物等に

において制約がある場合は、訓練運営員の指示に従うこと。

(8) 道県大隊長等は、長時間の活動が見込まれる場合には、隊員の休憩や部隊交代等(活動隊の時間毎の切替えを含む。)を考慮すること。

(9) 救急活動は以下のとおりとする。

ア 各消防本部が所属するメディカルコントロール協議会で定めるプロトコールに従い実施すること。

イ トリアージタグ及び各救急資器材は、各道県隊が所有するものを使用すること。

ウ トリアージタグにナンバーを記載する際、既に各救急隊でナンバーを記載している場合は、二重線で削除すること。

エ 応急救護所の運営及び医療機関への搬送に関わる連絡、調整は、以下のとおりとする。

(ア) 訓練1日目

現場指揮本部と応急救護所を運営する救急隊が行うこと。

(イ) 訓練2日目

「実施要領 第1 本部運営訓練」5災害対策本部及び調整本部

イ実動訓練②の(イ)山形DMAT及び部隊運用訓練での現場山形DMATと協議協同して行うこと。

オ 特定行為の指示要請は仮想病院のホットラインに行い、具体的指示を受けた後に実施すること。なお、処置は仮想で処置に要する時間は定めないこととし、傷病者の左腕に「処置タグ」【別添3-4】を用いて掲示すること。ただし、アドレナリン投与は各MCのプロトコールに従い一定の周期で行うこと。

カ 搬送救急隊は、医療機関収容時にトリアージタグ等を用いて、医師に申し送ること。なお、評価者役の医師からフィードバックを受けた後、次の活動に移行すること。

キ 傷病者の観察は実災害同様に行うこと。ただし、次の制限を設ける。

(ア) トリアージは、現場状況を考慮したトリアージ方式で実施することとする。

(イ) 傷病者は生体又はダミー人形とする。

(ウ) 傷病者(生体)の観察及びバイタルサインの測定は実測とする。ただし、演技できない循環等に関しては、実測と違う設定のみ傷病者役等が口頭等で付与する。

(エ) 傷病者(ダミー・生体)のバイタルサイン等は、傷病者観察カード【別添3-5-1】または傷病者が口頭等で付与する。

(オ) 傷病者観察カード【別添3-5-1】は一次トリアージ用と二次トリアージ用の2枚入りとする。

(カ)実災害同様にトリアージを行った後、ネームホルダーから傷病者観察カード【別添3-5-1】を1枚ずつ取り出し、トリアージタグに記載すること。

(キ) 生理め等の傷病者(ダミー)の初期の状態は、傷病者現示カード【別添3-5-2】で現示し、必要によりコントローラーの指示で傷病者(生体)と交代する。

- (ク) 医療チームによる医療行為に伴う容態変化等への対応については、コントローラーが口頭等で付与する。
 - (ケ) 容態変化がある場合、変化後のバイタルサインを必ずトリアージタグに記載すること。
 - (コ) 外傷は口頭又はテープ(開放創は赤色、打撲痕等は青色、毒劇物剤の付着は黄色)で表示する。
 - (サ) 痛覚刺激を与える場合は、傷病者に触れず、動作のみとし「痛み刺激」と発声すること。
 - (シ) 傷病者(生体)の着衣の切断及び脱衣は行わないこと。
 - (ス) 女性傷病者(生体)の観察については、肩より中枢側及び膝より中枢側の触診及び聴診は行わないこと。
 - (セ) 傷病者に侵襲を与える気道確保、静脈路確保、薬剤投与及び酸素投与を実施する際は「みなし」とし、実施した処置がある場合、事前に配布してある「処置タグ」【別添3-4】を傷病者の左腕に取付け、その旨を必ずトリアージタグに記載すること。
 - (ソ) バックボード等は仮想病院からの引揚げ時に回収し、自隊以外の物品については救護所に返却すること。
- (10) 搬送先仮想病院
- ア 仮想病院への救急搬送時、敷地内を走行時は、赤色警光灯、前照灯の点灯及びサイレンを吹鳴、一般道はサイレンを使用しない普通走行とし、赤色警光灯のみを点灯させること。
 - イ 仮想病院は、次のとおりとする。
 - (ア) 1日目 ブラインドとする。
 - (イ) 2日目 災害拠点病院(仮称) 【別添3-6】
「最上中央公園 すぽーていあ」新庄市金沢1147

5 訓練進行【別添3-7】【別添3-8】

(1) 待機、出動及び部署

ア 1日目

各進出拠点を待機場所とする。

訓練会場までは通常走行とし、敷地内に進入時、赤色警光灯、前照灯の点灯及びサイレンを吹鳴、車両部署後、停止する。

イ 2日目

7時30分までに下記のとおり待機を完了させること。

訓練	道県名	待機場所
① 訓練 8:30 開始	岩手県 宮城県 秋田県	第一会場 現着部署位置
② 訓練 8:30 開始	福島県 新潟県	第一会場 現着部署位置
③ 訓練 8:30 開始	北海道 青森県	第二会場 現着部署位置

- ・訓練の開始は、訓練運営本部の「〇〇訓練開始」のアナウンス及び訓練進行員合図とする。
- ・現着部署位置にて、訓練開始の合図を受けた後に、その場で各隊一斉に赤色警光灯、前照灯の点灯及びサイレンを吹鳴し、約10秒間後に停止する。

(2) 活動

各活動隊は、訓練会場で活動を開始している被災地消防本部や山形県内応援隊等から現場状況を確認し、現示状況と合わせて活動を行うこと。

(3) 訓練終了

各訓練会場により訓練終了時間は異なるが、次に掲げる場合は訓練終了とする。

- ア 訓練進行統制員から訓練終了の指示があったとき。
- イ 訓練会場における要救助者をすべて救出し、搬送が完了したとき。
- ウ 訓練会場における災害が終息したとき。
- エ あらかじめ設定している訓練終了時間になったとき。

(4) 撤収

各道県大隊長等及び県内応援隊の長は、訓練運営員の指示により、各隊へ撤収作業を実施させること。

(5) その他

訓練進行統制員は、各訓練の活動状況により必要に応じて、大隊長等と調整しながら進行統制を行う。

6 安全管理

- (1) 転落防止等の自己確保の設定を確実にすること。
- (2) 長時間の訓練となることから、隊長は隊員の疲労等を考慮し活動すること。

- (3) 要救助者の救出の際は、安全な救出活動に配慮し、搬送の際は、ストレッチャー等の転倒等に注意すること。
- (4) 安全管理員又は訓練運営員が活動危険と判断した場合には、訓練を一時中断する。

7 訓練の振り返り

- (1) 訓練終了後、各訓練会場でミーティング形式により振り返りを行う。
- (2) 参加者は各道県大隊等指揮隊、県内応援隊指揮隊等及び訓練参加関係機関代表者とする。
- (3) 進行は、訓練進行統制員が行う。

第4 後方支援活動訓練

1 訓練の主眼

- (1) 受援側は、進出拠点及び宿営場所等の受け入れ体制の構築を図るとともに、応援側は、限られたスペース、施設等を有効に活用し、効率的な後方支援活動を行うことにより、自己完結能力の向上を図る。
- (2) 食事及び衛生面の運用管理等は、大隊単位で一体的かつ効率的に行うことにより、連携強化及び後方支援活動の省力化を図る。
- (3) 各大隊が連携して実施することが望ましいと判断される項目は、関係大隊で協議、調整し、各大隊の枠を超えて一体的な訓練を行うことにより、長期継続可能な後方支援活動の基盤形成を図る。

2 日時

令和7年 10月 10日(金) 12時 00分から
令和7年 10月 11日(土) 9時 00分まで

3 場所【別添4-1】

- (1) 後方支援活動訓練全体
 - 「山形県立新庄神室産業高等学校真室川校」 真室川町
 - 「真室川町総合運動公園」 真室川町
- (2) 宿営訓練
 - ア 屋外宿営
 - 「山形県立新庄神室産業高等学校真室川校」 グラウンド内
 - イ 屋内宿営①
 - 「山形県立新庄神室産業高等学校真室川校」 体育館内
 - ウ 屋内宿営②
 - 「真室川町総合運動公園」 体育館内

4 統一事項

- (1) 後方支援中隊長は、受付場所で受付をすること。
- (2) 原則、各道県大隊、県内応援隊で自己完結すること。
- (3) 消防庁無償使用車両を有効かつ実践的に活用すること。

5 訓練内容および留意事項

- (1) 給食訓練
 - ア 給食訓練の会場は、訓練運営員の指示に従い実施すること。
 - イ 直接地面に影響を及ぼす裸火の使用は厳禁とする。
 - ウ 原則、生じるごみは持ち帰ること。

(2) 宿営訓練

- ア 屋内宿営会場は、土足厳禁エリアがあるため、指定された場所で内履きに履き替え、外履きは自己管理すること。
- イ 体育館内でベッド等を使用する際は、床面の損傷防止のため、各道県準備のブルーシート等を敷き、さらに事務局で用意するホースの切れ端を脚部に敷く等の措置を講じること。
- ウ 屋内宿営会場は、22時30分に消灯し、23時00分から翌4時00分までは訓練運営員を除き施設の出入りを禁止とする。
- エ 宿営訓練会場からの最終退場時間は、11日9時00分とする。
- オ 女性隊員の宿営については、屋内宿営②の「真室川町総合運動公園体育館」とする。なお、各道県大隊内で通常対応する場合は、この限りではない。

(3) 活動調整会議

- ア 会議は、令和7年10月10日(金)20時30分から実施する。
- イ 会場は、宿営会場ごとの3台の拠点機能形成車とし、使用する車両は宿営会場ごとに大隊間で調整すること。
- ウ 実施方法は、3つの会場と各指揮支援隊を動態情報システムのインターネット回線で接続し、Web会議方式で行う。
- エ 出席者は、指揮支援隊長、各道県大隊長、県内応援隊の代表及び各大隊の動態情報システムの操作を行う者とする。
- オ 各道県大隊等、県内応援隊は、活動調整会議終了後、必要に応じ道県大隊等ミーティングを実施すること。

(4) 緊急消防援助隊活動報告(日報)【別添4-2】

- ア 道県大隊長等は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報を作成し、動態情報システムにて報告すること。
- イ 指揮支援隊長は、道県大隊長から報告された活動日報を確認する。

(5) 共通

- ア テント等を設営する場合は、ペグの打ち込みが不可のため、重量物等で固定すること。
- イ 喫煙については、指定された場所のみとする。
- ウ 既存施設のトイレは使用可能であるが、混雑等によりさらに必要と判断される場合は、各隊所有の簡易トイレを設置して対応すること。
- エ 既存施設のトイレを使用時は、トイレトペーパーを持参すること。
- オ 後方支援活動訓練会場からの最終退場時間は、11日11時30分とし、新庄市内の指定駐車場【別添7-2】に移動すること。

6 激励巡視

(1) 日時

令和7年10月10日(金) 19時00分から19時30分まで

(2) 巡視者

ア 総務省消防庁幹部

イ 山形県防災くらし安心部長

ウ 最上広域市町村圏事務組合副理事長 鮭川村長

(3) 要領

ア 各道県大隊長は、訓練運営員が指定する場所に集合し、巡視者の到着を出迎える。なお、大隊長等が不在の場合は、後方支援中隊長等代理の者が行うこと。

イ 各道県大隊長は、巡視者の到着を出迎えた後は、その列に加わることなく、指定する場所で待機し、巡視者が巡回してきたら自隊の案内をすること。

ウ 活動中の隊員は整列することなく、後方支援活動訓練を継続すること。

エ 巡視者からの質問に対しては、節度を持って応対すること。

第5 燃料補給訓練

1 訓練の主眼

大規模災害時に民間業者の協力を得て、速やかに補給体制の構築を図る。

2 日時及び場所

- (1) 令和7年 10 月 10 日(金) 13 時 00 分から 16 時 00 分まで
真室川町総合運動公園内 指定場所 **【別添4-1】**
- (2) 訓練実施中適時
調整本部または指揮支援本部等から指定された各給油所

3 統一事項

- (1) 真室川町総合運動公園内での燃料補給については以下のとおりとする。
 - ア 指定した場所に民間業者の移動タンク貯蔵所を配置する。
 - イ 油種は軽油のみとする。
 - ウ 軽油携行缶への詰め替え給油とし、車両への直接給油は行わない。
 - エ 携行缶は、危険物保安技術協会の認定マークがあるものとし、各消防本部で準備すること。
 - オ 1 回の給油は 20 リットルの定量とし、複数回の給油を可能とする。
 - カ 精算は現金のみとし、訓練参加消防本部(局)単位で行うものとする。
 - キ 領収書の後日再発行には対応できかねることから、給油量、領収書等はその場で十分確認すること。
- (2) 調整本部または指揮支援本部等から指定された場所での燃料補給については、以下のとおりとする。
 - ア 給油所の情報は動態情報システム等で情報提供する。
 - イ 付近道路渋滞の回避に配慮し、分散して実施すること。
 - ウ 指定された給油所以外での給油も可能とする。

4 遵守事項

- (1) 危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防法令のほか、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(平成 25 年 10 月 3 日付け消防災第 364 号・消防危第 171 号通知)において示される「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」を遵守すること。
- (2) 金属製携行缶の運搬・車両への補給時には、危険物の漏洩に厳重に注意し、安全管理を徹底すること。

第6 映像配信訓練

1 訓練の主眼

可搬型衛星地球局(VSAT)、ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)、無線中継車及び無人航空機(ドローン)を活用し、消防庁、調整本部、指揮支援本部等に対して映像配信を実施することで、情報共有体制の強化を図る。

2 日時

- (1) 令和7年 10月 10日(金) 12時 00分から 17時 00分まで
- (2) 令和7年 10月 11日(土) 8時 30分から 11時 30分まで

3 訓練項目

- (1) 1日目 震災対応訓練(各訓練会場 ※ブラインド)
- (2) 2日目 震災対応訓練 第一会場《(有)アグリ農材土取場》
第二会場《(株)新庄鈴木柴田組土取場》

4 統一事項

「映像配信訓練タイムスケジュール」

【別添5】のとおり、あらかじめ参加部隊及び時間を指定する。

第7 情報通信訓練

1 訓練の主眼

- (1) 公衆通信網の断絶を想定し、通信支援小隊、衛星電話、基地局折り返し機能等を利用して通信連絡体制の確立、運用体制の確保を行う。
- (2) ビデオカメラ、可搬型端末(iPad)や消防庁映像共有システムを使用して、被災状況及び活動状況を動画で記録、消防庁へ送信することで、情報共有体制の強化を図る。

2 日時

令和7年10月10日(金) 8時30分から
令和7年10月11日(土) 11時30分まで

3 訓練項目

- (1) 1日目 震災対応訓練(各訓練会場 ※ブラインド)
- (2) 2日目 震災対応訓練 第一会場《(有)アグリ農材土取場》
第二会場《(株)新庄鈴木柴田組土取場》

4 統一事項

各道県大隊等は、次の内容を適宜適切に動画及び静止画に記録すること。

- (1) 集結場所、進出拠点及び進出時の状況
- (2) 災害現場における活動状況
- (3) 宿営場所における活動状況

第8 無線通信

1 時刻統一・無線交信テスト

(1) 日時

令和7年10月11日(土) 8時00分から8時20分まで

(2) 場所

「第一会場《(有)アグリ農材土取場》」 新庄市飛田地内

「第二会場《(株)新庄鈴木柴田組土取場》」 鮭川村泉川地内

(3) 訓練運営本部と指揮支援部隊長、指揮支援隊長、道県大隊長の交信とする。

(4) 使用チャンネルは統制波1とする。

(5) 交信順

指揮支援部隊長 ⇒ 指揮支援隊長 ⇒ 道県大隊長

2 優先事項

(1) 第1位 訓練時の事故に関する通信(至急報)

(2) 第2位 訓練出動指令に関する通信

(3) 第3位 訓練活動報告に関する通信

(4) 第4位 その他訓練に関する通信

3 統一事項

(1) 通信体制は、「通信体制図」【別添6】を基本とする。ただし、無線の輻輳により通信に混乱が生じる等、不測の事態には柔軟に対応すること。

(2) 各隊の携帯電話は、動態情報システム可搬型端末付属の携帯電話及び各消防本部(局)の公用携帯電話を使用すること。

(3) 各種特定小電力トランシーバーで使用するチャンネルについては、CH1～5を訓練運営側が使用するため、訓練参加隊等が同トランシーバーを使用する場合は、別チャンネルを使用すること。

第9 訓練全体統一事項

1 基本事項

- (1) 事故が発生した場合は次により対応すること。
 - ア 事故の種別を問わず、下記の山形県実行委員会事務局へ速やかに報告すること。
 - イ 事故後の処置等については、原則各道県大隊等、各県内応援隊で対応することとし、山形県実行委員会事務局と協議すること。
- (2) 訓練会場内での車両移動は、訓練運営員の指示に従うとともに、事故防止に十分配慮すること。
- (3) 訓練参加時における貴重品の管理は各自実施するとともに、駐車中の車両及び資機材の管理についても徹底すること。
- (4) 感染症に対する基本的感染対策については、病原体の感染経路等を踏まえた対策を必要に応じて講じることとする。

令和7年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会
山形県実行委員会事務局(最上広域市町村圏事務組合消防本部警防課内)
〒996-0002 山形県新庄市金沢字中村 1279-1
TEL 0233-25-8655 FAX 0233-22-7523
Email: keibou@fd-mogami-yamagata.jp

2 訓練参加部隊の表示

- (1) 緊急消防援助隊の車両は、平成 17 年4月 12 日付消防震第 18 号「緊急消防援助隊出動車両用マグネットの送付について」により、各消防本部(局)に配布されているマグネットシートを貼付し掲示するとともに、落下、紛失防止に努めること。
- (2) 訓練参加車両は、「訓練」表示(A4サイズ)**【別添7-1】**を運転の支障にならず、かつ視認しやすい位置に掲示し、訓練に参加すること。

3 服装等

- (1) 本部運営訓練
災害対応時と同様の装備とする。
- (2) 部隊参集訓練及び部隊運用訓練
災害対応時と同様の装備とする。
- (3) 後方支援活動訓練
各道県大隊等の指定によるものとする。ただし、激励巡視の参列者の服装については、活動服、略帽(アポロキャップ)、編上げ靴等とする。

4 車両展示

(1) 日時

令和7年 10 月 11 日(土) 8時 30 分から 12 時 30 分まで

(2) 展示車両

道県名	消防本部名	対象車両
新潟県	新潟市消防局	海水利用型消防水利システム
山形県	酒田地区広域行政組合消防本部	小型救助車

(3) 展示車両配置等

訓練運営員の指示に従い 8時 00 分までに【別添3-7】のとおり配置を完了させること。

なお、展示中は一般参観者への対応を行う隊員を配置すること。

(4) その他

展示車両の洗車については、別途、連絡する。

5 来賓受付等

(1) 日時

令和7年 10 月 11 日(土) 7時 30 分から

(2) 場所

「第一会場《(有)アグリ農材土取場》」 新庄市飛田地内

6 参観者等駐車場【別添3-7】

(1) 来賓駐車場

後日送付する駐車証を持参し、車両内に掲示のこと。

(2) 一般参観者及び消防関係者にあつては、シャトルバスをご利用下さい。

(シャトルバス案内参照)

7 記録員の指定

(1) 訓練エリア内で記録、撮影する場合は、各道県代表消防機関が実行委員会事務局に申告すること。

(2) 訓練エリア内で記録、撮影を行う場合は、記録員であることがわかる腕章及び保安帽等を着用し、訓練運営員の指示に従うこと。

8 事後検証会

(1) 日時

令和7年 12 月上旬までに開催予定

(2) 場所

「山形県庁」 山形市松波二丁目8番1号

(3) 参加者

ア 訓練参加隊代表者

指揮支援部隊長、指揮支援隊長、各道県大隊長等、県内応援隊の代表及び山形県防災航空隊長

イ 訓練検討員及び訓練評価者

ウ 訓練運営員代表者

緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会会長(山形県防災くらし安心部消防救急課長)及び山形県実行委員会委員長(最上広域消防本部消防長)

(4) 実施方法

部隊運用訓練ごとに作成した「訓練後検証票」【別添7-3】に基づき、事後検証を実施する。

第10 訓練終了式

1 日時

令和7年10月11日(土) 12時00分から12時30分まで

2 場所【別添8】

「第一会場《(有)アグリ農材土取場》」 新庄市飛田地内

3 進行

- (1) 訓練参加者入場
- (2) 次第
 - ア 開式
 - イ 黙とう
 - ウ 訓練終了報告
 - エ 講評
 - オ 挨拶
 - カ 終了宣言
 - キ 閉式
- (3) 退場

4 統一事項

- (1) 服装
 - ア 消防機関は活動時の服装とする。
 - イ 参加関係機関は各機関で統一する。
- (2) 整列
 - ア 整列場所は指定された場所とする。
 - イ 後方支援小隊は訓練終了式に参加しない。
 - ウ 指揮支援隊、各道県大隊、県内応援隊は、集合場所に11時50分までに終了式の隊形に運営員の指示により部隊ごとに整列すること。
 - エ 関係機関は12時00分までに、終了式隊形図のとおり整列する。
- (3) 消防機関の敬礼
 - ア 指揮支援部隊長、指揮支援隊長、各道県大隊長及び県内応援隊の代表は挙手注目の敬礼とする。
 - イ 隊員は注目の敬礼とする。
 - ウ 旗手は旗の敬礼とする。
- (4) 退場

終了後は指揮支援部隊長、指揮支援隊長、各道県大隊長、県内応援隊の代表の指示により移動、解散とする。

本部運営訓練会場位置図

山形県庁

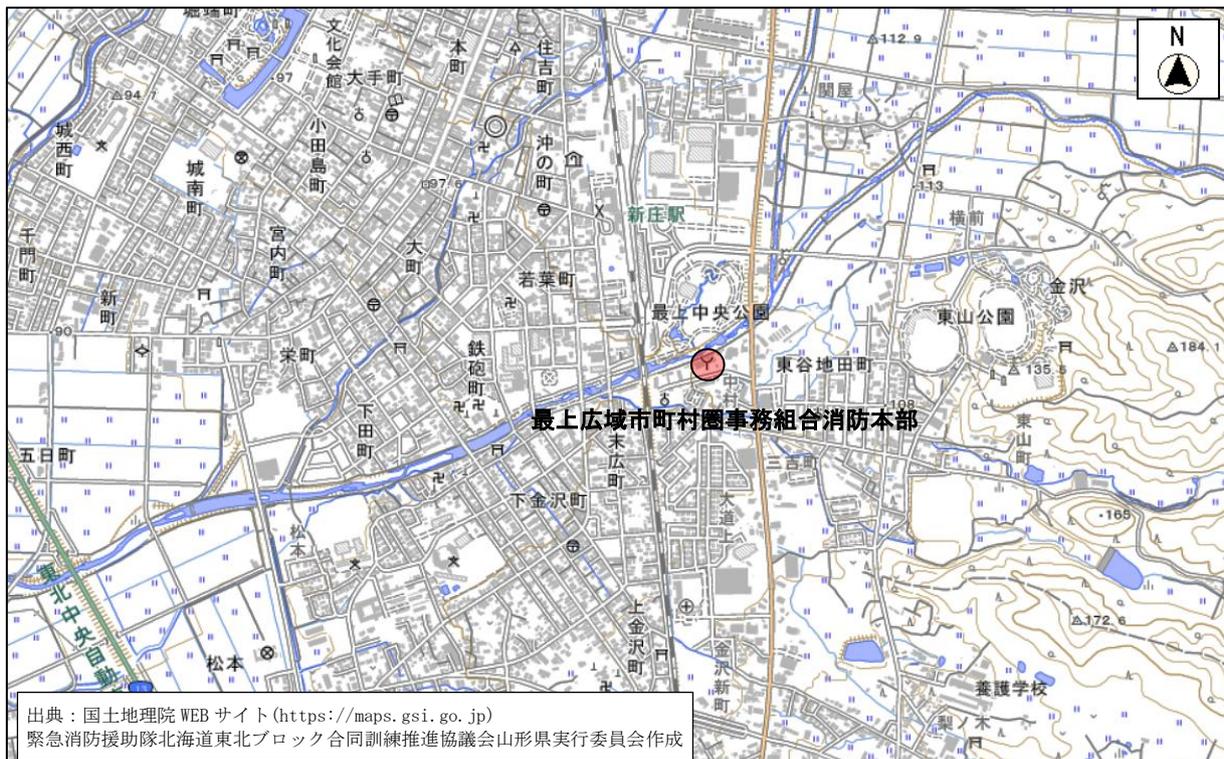
【10月10日 山形県災害対策本部及び消防応援活動調整本部設置・運営訓練】



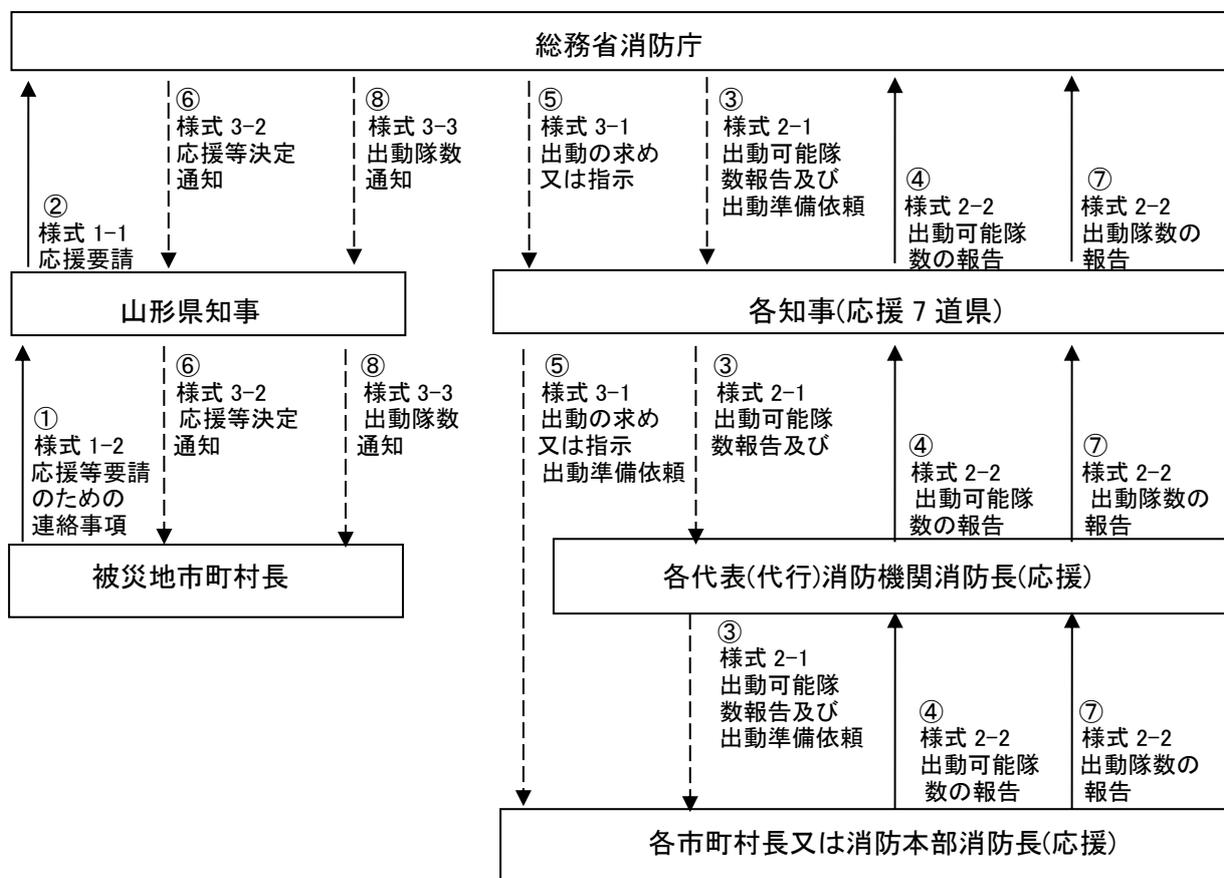
最上広域市町村圏事務組合消防本部

【10月10日 指揮本部・指揮支援本部設置・運営訓練】

【10月11日 消防応援活動調整本部・指揮本部・指揮支援本部運営訓練】



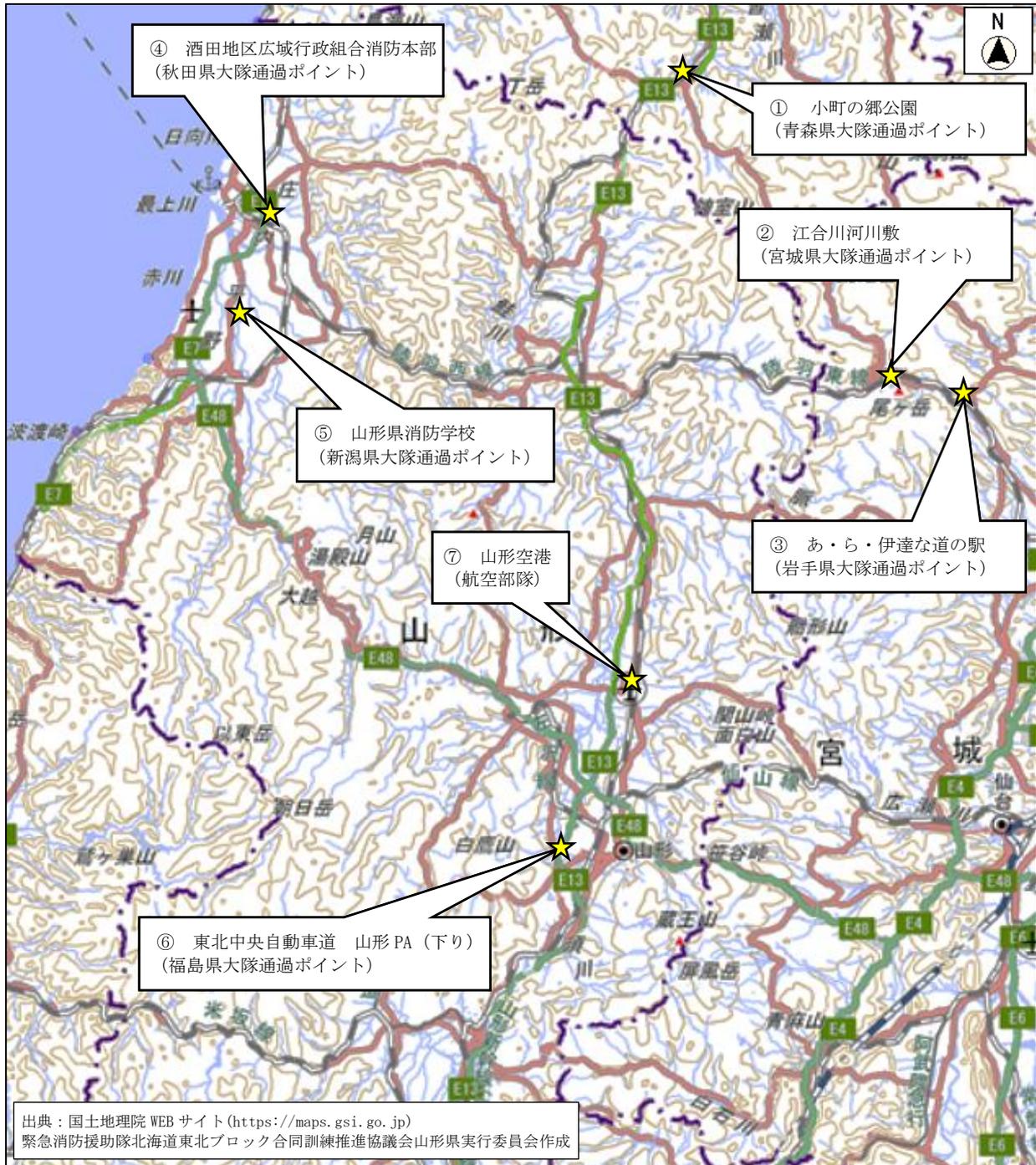
応援要請・情報伝達基本フロー図



- ① 応援要請のため市町村長の連絡(要請要綱別記様式 1-2)
【被災地市町村長 → 山形県知事】
- ② 緊急消防援助隊の応援要請(要請要綱別記様式 1-1)
【山形県知事 → 消防長官】
- ③ 出動可能隊数報告及び出動準備依頼(要請要綱別記様式 2-1)
【消防長官(広域応援室) → 各知事(応援7道県) → 各代表(代行)消防機関消防長(応援)】
- ④ 出動可能隊数の報告(要請要綱別記様式 2-2)
【各代表(代行)消防機関消防長(応援) → 各知事(応援7道県) → 消防庁(広域応援室長)】
- ⑤ 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(要請要綱別記様式 3-1)
【消防長官 → 各知事(応援7道県) → 応援市町村長】
- ⑥ 応援等決定通知(要請要綱別記様式 3-2)
【消防長官 → 山形県知事 → 被災地市町村長】
- ⑦ 出動隊数の報告(要請要綱別記様式 2-2)
【各代表(代行)消防機関消防長(応援) → 応援知事(7道県) → 消防庁(広域応援室)】
- ⑧ 出動隊数通知(要請要綱別記様式 3-3)
【消防長官 → 山形県知事 → 被災地市町村長】

部隊参集訓練(通過ポイント)会場全体図

別添2 部隊参集訓練



※北海道大隊を除く

部隊運用訓練会場位置図

第一会場 (有)アグリ農材土取場

【10月11日 震災対応訓練】



部隊運用訓練会場位置図

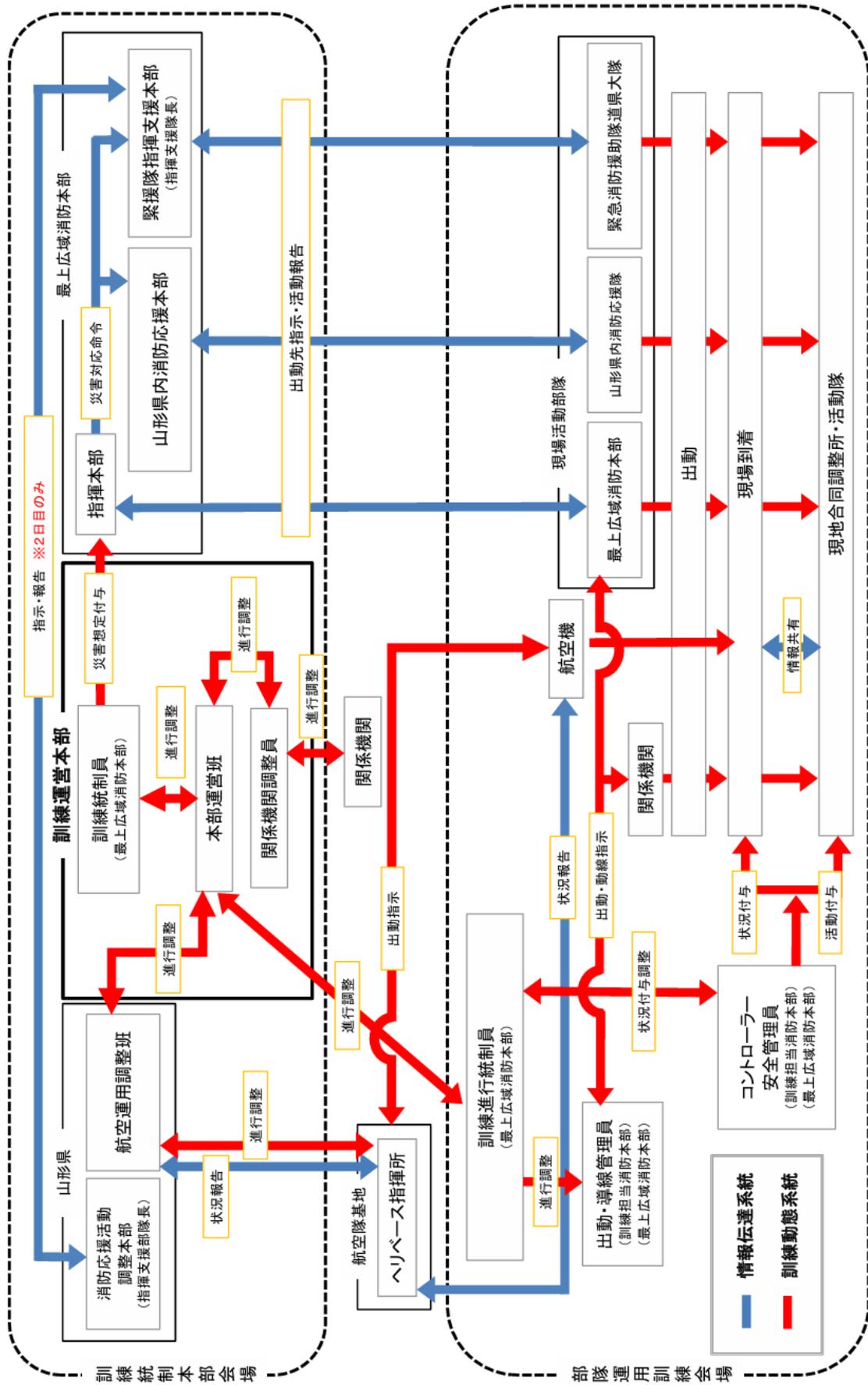
第二会場 (株)新庄鈴木柴田組土取場

【10月11日 震災対応訓練】



部隊運用訓練 進行指示及び活動情報伝達フロー

別添3-3



別添3-4

○	酸素投与	酸素投与	酸素投与	気管挿管	血糖測定	ブドウ糖投与	アドレナリン投与	静脈路確保	静脈路確保	静脈路確保
○	酸素投与	酸素投与	酸素投与	気管挿管	血糖測定	ブドウ糖投与	アドレナリン投与	静脈路確保	静脈路確保	静脈路確保

別添3-5-1

傷病者観察カード①

1枚目

表面

傷病者観察カード①

傷病者の観察を行って下さい。

その後、本カードを取り出し裏面傷病者観察カード①（一次トリアージ）を確認して下さい。

裏面

傷病者情報カード①（一次トリアージ）

応急救護所設置運営訓練 傷病者No.

歳 性別

主症状

歩行

気道

呼吸

橈骨動脈

ショック症状

簡単な指示

別添3-5-1

傷病者観察カード②

2枚目

表面

傷病者観察カード②

傷病者の観察を行って下さい。

その後、本カードを取り出し裏面傷病者観察カード②（二次トリアージ）を確認して下さい。

裏面

傷病者情報カード②（二次トリアージ）

応急救護所設置運営訓練 傷病者No.

歳 性別

傷病名

意識 J C S

呼吸 回/分

脈拍 回/分

血圧 /

S p O 2 %

別添3-5-2

傷病者現示カード

	—		—	
--	---	--	---	--

(No. 《傷病者No.》)

氏名	
《傷病者名》	
年齢(外見)	性別
《年齢》	《性別》
自発呼吸	気道確保にて
《呼吸》	《気道》
呼吸	
《呼吸》	
橈骨動脈	
《橈骨動脈》	
従命反応	
《簡単な指示》	
その他の所見	
・傷病名	《傷病名》
・状況	《受傷状況》
・主症状	《主症状》

仮想病院位置図

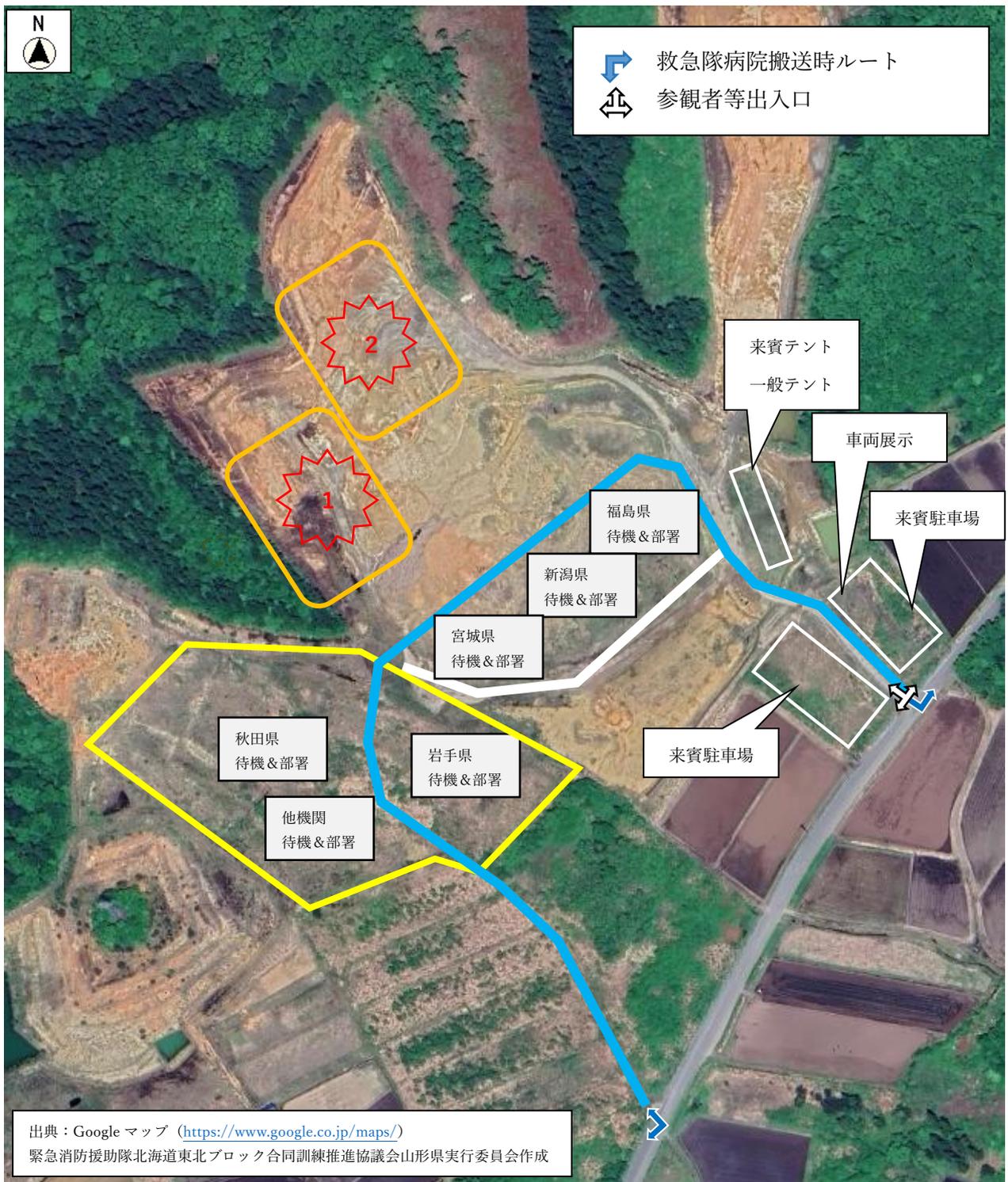
最上中央公園すぽーていあ

【10月10日-11日 災害拠点病院(仮称)】



訓練会場レイアウト図

【10月11日第一会場】



※一般駐車場は、新庄駅東口駐車場となります。(シャトルバス対応)

訓練会場レイアウト図

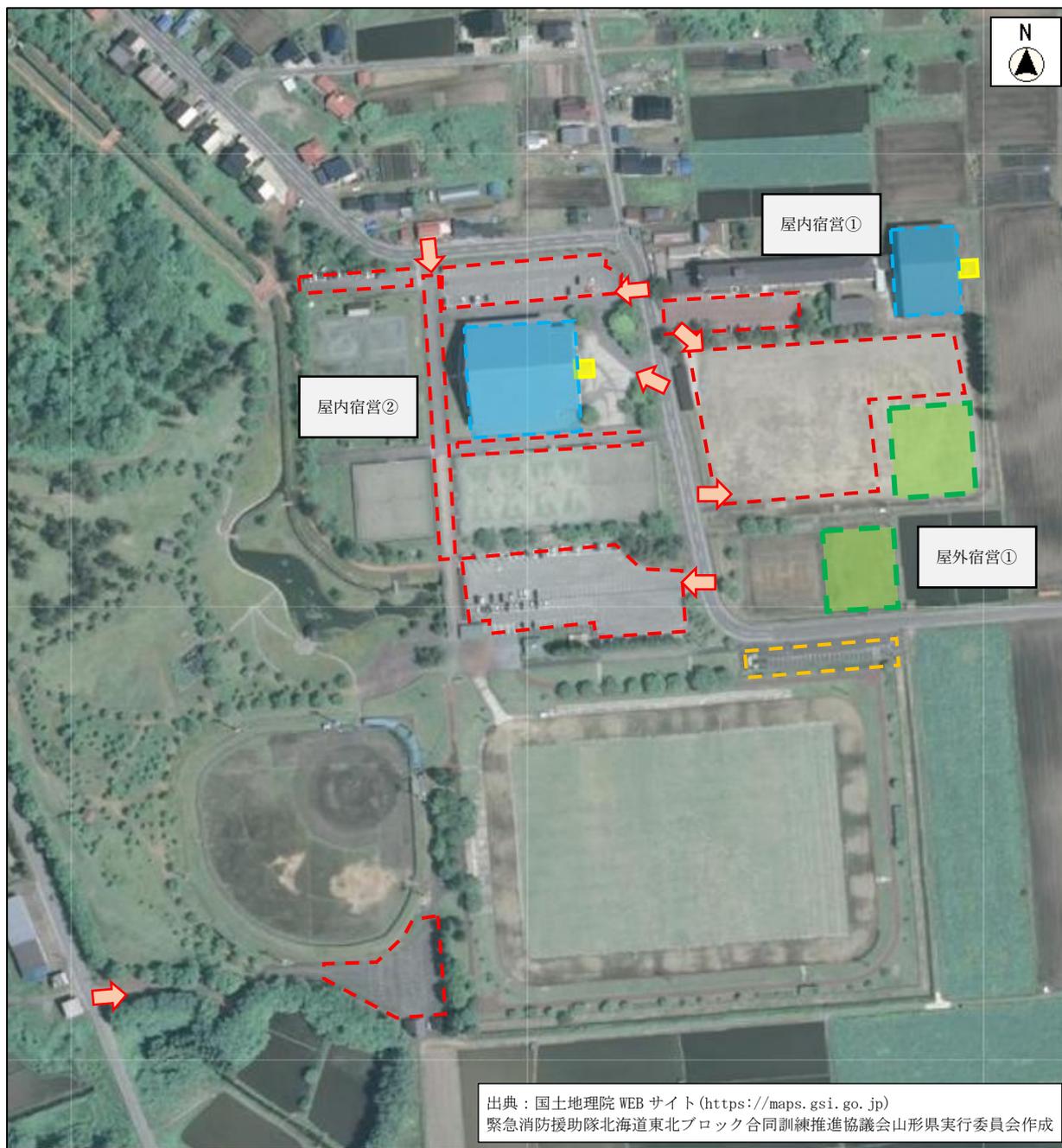
別添3-8

【10月11日第二会場】



後方支援活動訓練及び燃料補給訓練会場位置図

【10月10日、11日 山形県立新庄神室産業高等学校真室川校・真室川町総合運動公園】



- 駐車位置
- 屋内宿営場所
- 屋外宿営場所
- 搬入口
- 燃料補給訓練場所

別記様式2(航空小隊を除く)

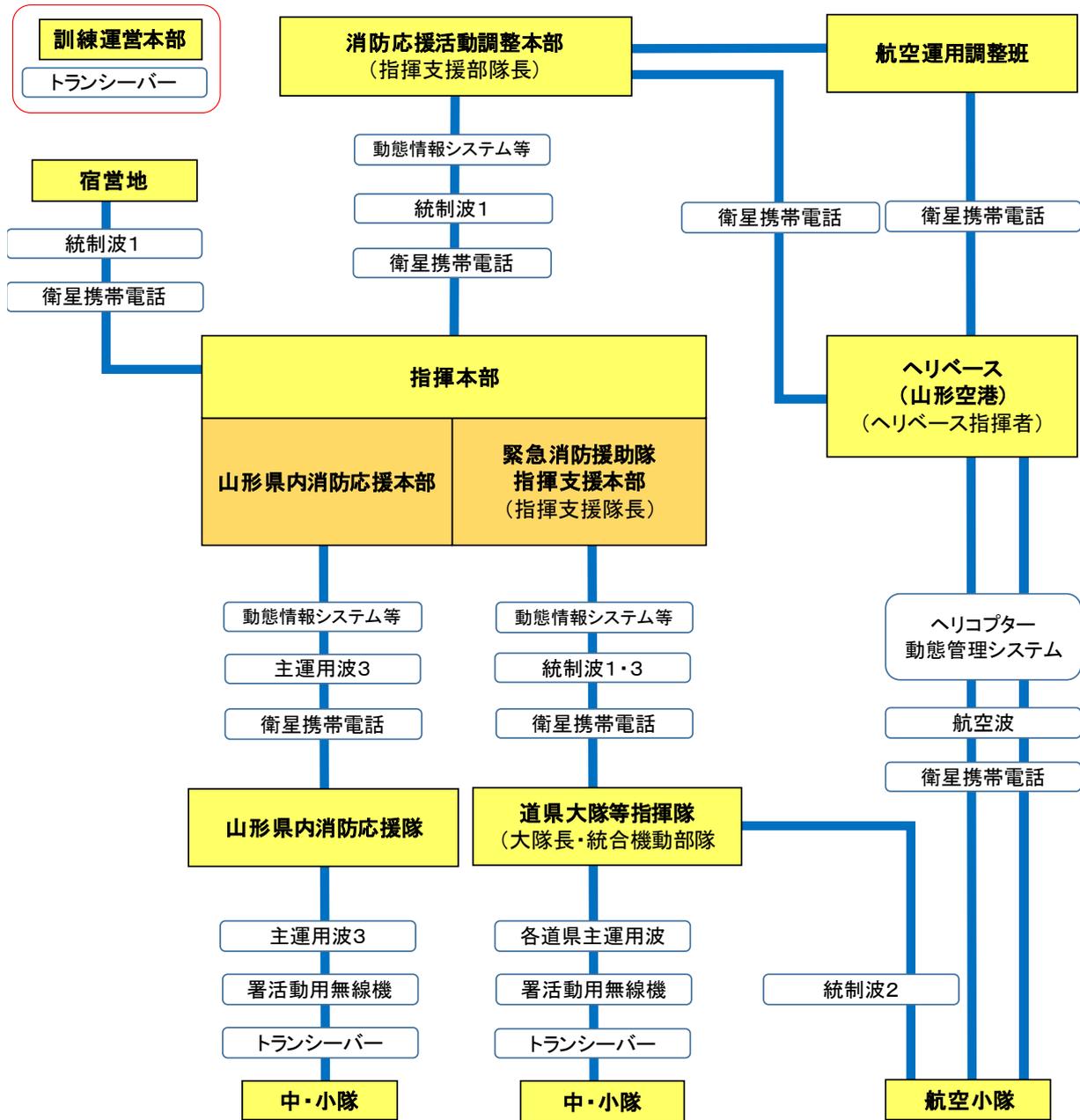
緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷		有・無		車両・資機材の損傷		有・無
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	航空小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	合計				隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
		人	人	人	人	
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部				氏名	
	TEL					

通信体制図



※1 防災ヘリ、ドクターヘリ出動(実災害)時、主運用波3は使用せず、他の通信手段を考慮すること。
 ※2 無線の輻輳により通信に混乱が生じる等、不測の事態には柔軟に対応すること。

別添7-1

訓練

北海道大隊

別添7-1



別添7-1

訓練

岩手県大隊

別添7-1

訓練

秋田県大隊

別添7-1

訓練

宮城県大隊

別添7-1



別添7-1

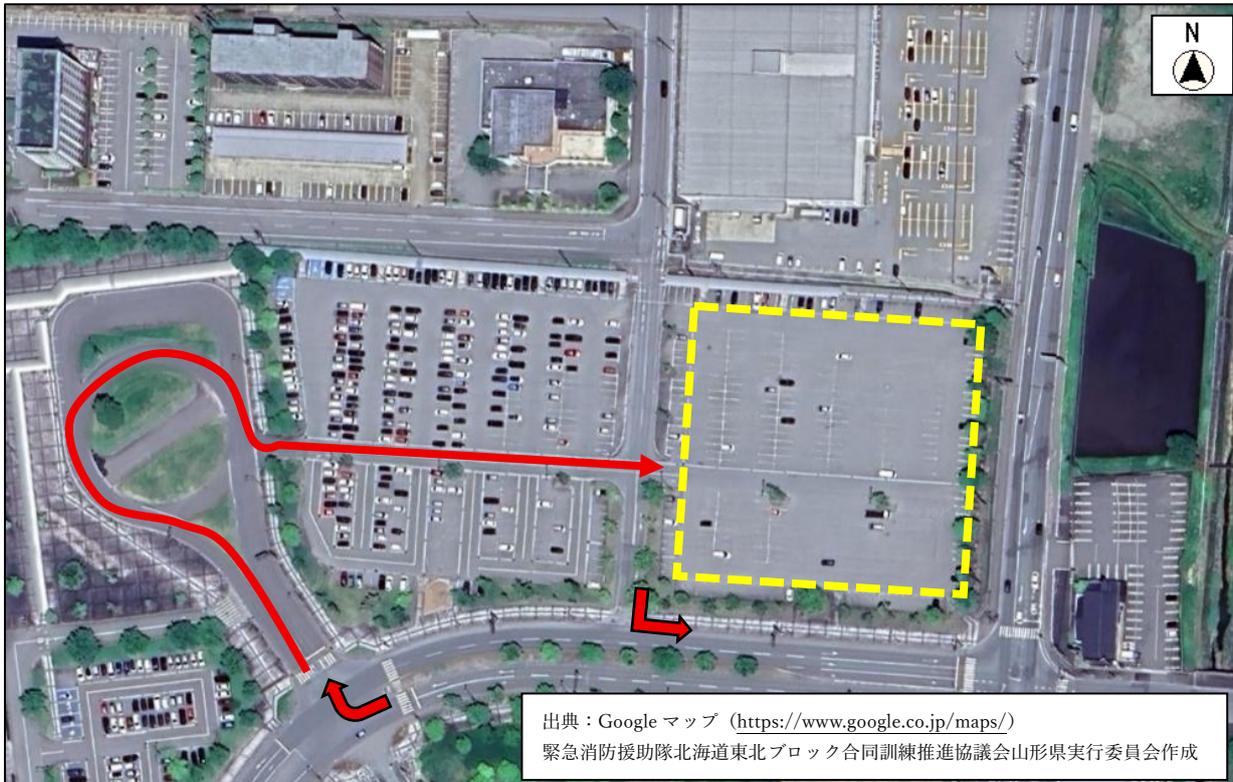


駐車場位置図

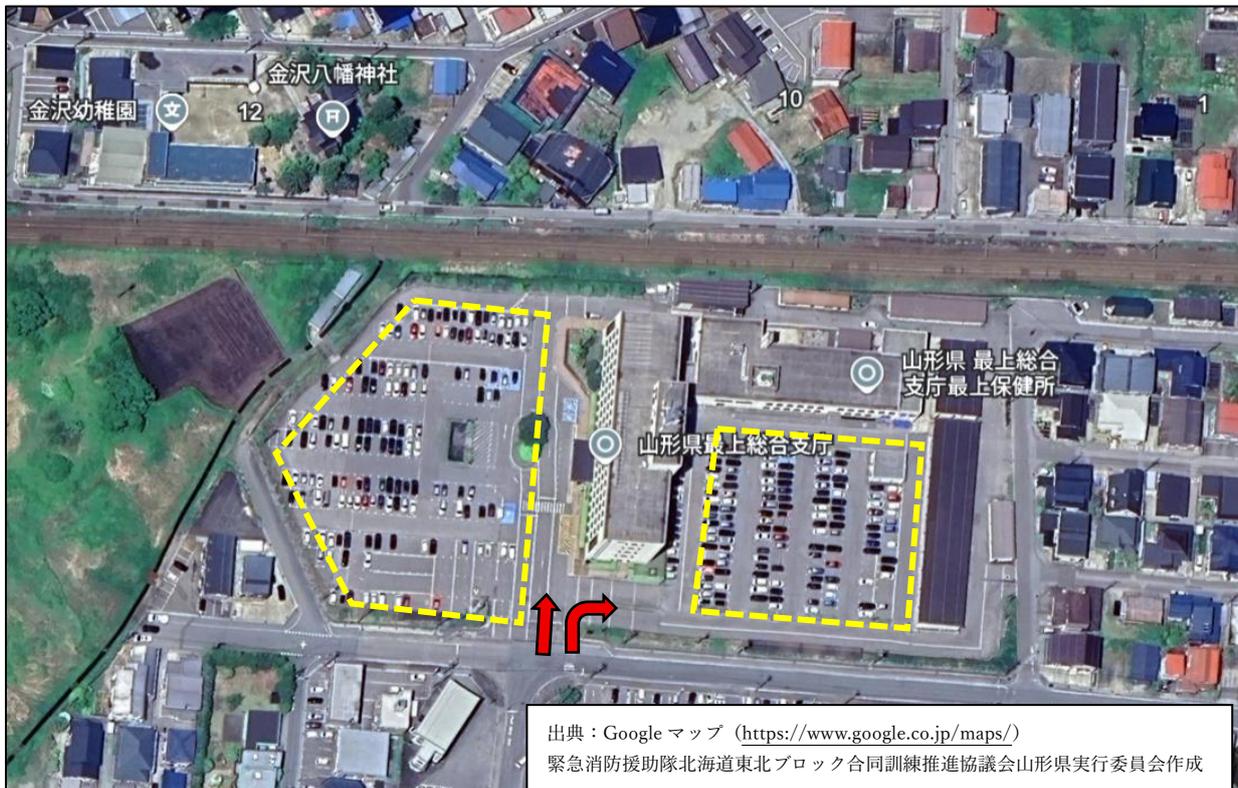
別添7-2

【10月11日 後方支援隊 駐車場】

① 新庄駅東口駐車場:北海道大隊・青森県大隊・秋田県大隊・岩手県大隊



② 山形県最上総合支庁駐車場:宮城県大隊・福島県大隊・新潟県大隊



別添7-3

訓練後検証票

訓練項目	
訓練担当機関名	
【課題・反省点】	【左記の課題・反省点に対する改善策、意見等】
【次年度訓練への要望】	
【その他】	

訓練終了式会場図

【メイン会場】



訓練終了式隊形図

